

定 款

東京税理士協同組合

制定

昭和36. 4. 11

変更

昭和37. 6. 11 (第26条・第27条・第36条)

昭和41. 6. 9 (第20条)

昭和44. 7. 8 (第24条・第38条・第38条別表)

昭和44. 12. 3 (第4条)

昭和45. 6. 16 (第5条・第18条)

昭和48. 3. 8 (第24条・第36条・第38条別表)

昭和48. 12. 5 (第36条・第38条別表)

昭和49. 11. 26 (第20条)

昭和51. 12. 13 (第7条・第10条・第14条・第32条・第56条・第61条[旧第62条]・
第62条[旧第63条])

昭和53. 6. 27 (第32条)

昭和54. 2. 20 (第4条)

昭和54. 7. 13 (第36条・第38条別表)

昭和56. 2. 16 (第3条・第38条別表)

昭和57. 2. 12 (第5条・第7条・第12条・第15条・第17条・第19条・第22条・
第5章見出し・第25条・第26条・第27条・第29条・第30条・
第43条・第45条・第47条・第49条・第51条・第56条・第59条・
第62条・第63条・第64条)

昭和59. 2. 7 (第24条・第25条・第27条・第30条・第40条・第41条・第42条・
第55条)

昭和62. 8. 10 (第30条・第38条別表)

平成 2. 6. 18 (第17条・第18条・第33条見出し・第34条及び見出し・第42条・
第46条・第47条・第58条・第60条・第62条及び見出し・第63
条見出し・第65条及び見出し)

平成 2. 9. 3 (第36条・定款別表)

平成 4. 7. 30 (第19条・第25条・第52条・定款別表)

平成 5. 7. 21 (第30条・第38条・第57条・定款別表)

平成 6. 10. 7 (第36条・定款別表)

平成 7. 11. 21 (第36条・定款別表)

平成 9. 7. 9 (第7条・第26条)

平成15. 6. 13 (第5条・第7条・第18条・第26条・第27条・第44条・第47条)

平成20. 6. 3 (旧定款における変更箇所)

第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第12条、第13条、
第14条、第16条、第17条、第18条、第19条、第20条、第21条、
第22条、第23条、第24条、第25条、第26条、第27条、第28条、
第29条、第30条、第31条、第32条、第33条、第34条、第6章、
第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、
第42条、第43条、第44条、第45条、第46条、第47条、第48条、
第49条、第50条、第51条、第52条、第53条、第54条、第55条、
第56条、第57条、第58条、第59条、第60条、第61条、第62条、
第63条、第64条、第65条

(新規に追加する箇所)

第21条、第28条、第30条、第36条、第37条、第47条、第71条

平成21. 11. 2 (第7条・第10条・第33条・第52条・第53条・第7章見出し・第64
条及び見出し・第8章見出し[旧第7章]・第65条～第73条及び見
出し[旧第64条～旧第72条])

平成25. 7. 18 (第29条・第31条・第54条)

平成27. 9. 17 (第8条・第43条)

令和 5. 6. 22 (第38条・第46条・第53条・第58条)

令和 6. 6. 10 (第34条)

令和 7. 6. 11 (第8条・第13条・第24条・第25条・第28条・第29条
第30条・第37条・第47条・第51条・第53条・第64条
第68条・第70条)

東京税理士協同組合定款

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

(名 称)

第2条 本組合は、東京税理士協同組合と称する。

(地 区)

第3条 本組合の地区は、東京都の区域とする。

(事務所の所在地)

第4条 本組合は、主たる事務所及び従たる事務所を東京都渋谷区に置く。

(公告方法)

第5条 本組合の公告は、本組合の掲示場に掲示してする。

(規 約)

第6条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は、規約で定める。

2 規約の設定、変更又は廃止は総代会の議決を経なければならない。

3 前項の規定にかかわらず、規約の変更のうち軽微な事項及び関係法令の改正(条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。)に伴う規定の整理については、総代会の議決を要しないものとする。この場合、総代会の議決を要しない事項の範囲、変更の内容について、書面又は電磁的方法により通知するとともに、第5条の規定に基づき公告するものとする。

第2章 事 業

(事 業)

第7条 本組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 組合員に対する事業資金の貸付け及び組合員のためにするその借入れ

- (2) 組合員の金融相談及びその斡旋
 - (3) 株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策金融公庫、銀行、信用金庫、信用協同組合に対する組合員の債務の保証
 - (4) 組合員の必要とする事務用品等の共同購入
 - (5) 組合員の報酬自動受領に関する事業
 - (6) 組合員の福利厚生に関する事業
 - (7) 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供
 - (8) 小規模企業共済事業に関する受託業務
 - (9) 中小企業倒産防止共済事業に関する受託業務
 - (10) 中小企業退職金共済事業に関する受託業務
 - (11) 前各号の事業に附帯する事業
- 2 前項第6号の規定により弔慰金を給付する場合の給付金額は10万円を超えてはならないものとする。

第3章 組合員

(組合員の資格)

第8条 本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える小規模の事業者とする。

- (1) 税理士業務を行う事業者であること。
 - (2) 組合の地区内に事業場を有すること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に掲げる者は、組合員になることができない。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者(以下「暴力団員等」という。)
 - (2) 暴力団員等が実質的に運営を支配又は運営に関与していると認められる者
 - (3) 暴力団員等を不当に利用していると認められる者
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者
 - (5) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(加 入)

第9条 組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、本組合に加入することができる。

- 2 本組合は、加入の申込みがあったときは、理事会においてその諾否を決する。

(加入者の出資払込み)

第10条 前条の承諾を得た者は、遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額の払込みをしなければならない。ただし、持分の全部又は一部を承継することによる場合は、この限りでない。

(相続加入)

第11条 死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者の1人が相続開始後30日以内に加入の申出をしたときは、前2条の規定にかかわらず、相続開始のときに組合員になったものとみなす。

- 2 前項の規定により加入の申出をしようとする者は、他の相続人の同意書を提出しなければならない。

(自由脱退)

第12条 組合員は、あらかじめ本組合に通知したうえで、事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

- 2 前項の通知は、事業年度の末日の90日前までに、その旨を記載した書面で行なければならない。

(除 名)

第13条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を総代会の議決により除名することができる。この場合において、本組合は、その総代会の会日の10日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総代会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 出資の払込み、経費の支払いその他本組合に対する義務を怠った組合員
- (2) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員
- (3) 本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員
- (4) 犯罪その他信用を失う行為をした組合員
- (5) 第8条第2項各号の一に該当する組合員

(脱退者の持分の払戻)

第14条 組合員が脱退したときは、組合員の本組合に対する出資額(本組合の財産が出資の総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各組合員の出資口数に応じて減額した額)を限度として持分を払い戻すものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。

(使用料又は手数料)

第15条 本組合は、その行う事業について使用料又は手数料を徴収することができる。

- 2 前項の使用料又は手数料は、規約で定める額又は率を限度として、理事会で定める。

(経費の賦課)

第16条 本組合は、その行う事業の費用(使用料又は手数料をもって充てるべきものを除く。)に充てるため、組合員に経費を賦課することができる。

- 2 前項の経費の額、その徴収の時期及び方法その他必要な事項は、総代会において定める。

(出資口数の減少)

第17条 組合員は、次の各号の一に該当するときは、事業年度の終わりににおいてその出資口数の減少を請求することができる。

- (1) 事業を休止したとき。
- (2) その他特にやむを得ない理由があるとき。
- 2 本組合は、前項の請求があったときは、理事会において、その諾否を決する。
- 3 出資口数の減少については、第14条の規定を準用する。

(組合員名簿の作成、備置き及び閲覧等)

第18条 本組合は、組合員名簿を作成し、各組合員について次に掲げる事項を記載又は記録するものとする。

- (1) 氏名又は名称(法人組合員にあっては、名称及びその代表者名並びに資本金の額又は出資の総額及び常時使用する従業員の数)及び住所又は居所
- (2) 加入の年月日
- (3) 出資口数及び金額並びにその払込みの年月日
- 2 本組合は、組合員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
- 3 組合員及び本組合の債権者は、本組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、組合員名簿の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本組合は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。
- 4 組合員は、次の各号の一に該当するときは、1週間以内に本組合に届け出なければならない。
 - (1) 氏名及び名称(法人組合員にあっては、名称及びその代表者名)又は事業を行う場所を変更したとき。
 - (2) 事業を休止し、若しくは廃止したとき。
 - (3) 資本金の額又は出資の総額が5千万円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が100人を超えたとき。

(過怠金)

第19条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員に対し、総代会の議決により、過怠金を課することができる。この場合において、本組合は、その総代会の会日の10日前までに、その組合員に対してその旨を通知し、かつ、総代会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 第13条第1号から第3号までに掲げる行為のあった組合員
- (2) 前条第4項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした組合員

(延滞金)

第20条 本組合は、組合員が使用料、手数料、経費、過怠金その他本組合に対する債務を履行しないときは、履行の期限の到来した日の翌日から履行の日まで年利11%の割合で延滞金を徴収することができる。

(会計帳簿等の閲覧等)

第21条 組合員は、総組合員の100分の3以上の同意を得て、本組合に対して、その業務取扱時間内はいつでも、会計帳簿又はこれに関する資料(電磁的記録に記録された事項を表示したものを含む。)の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本組合は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。

第4章 出資及び持分

(出資1口の金額及び最低出資口数)

第22条 出資1口の金額は、1,000円とする。

- 2 組合員は、10口以上を持たなければならない。

(出資の払込み)

第23条 出資は、一時に全額を払込まなければならない。

(持 分)

第24条 組合員の持分は、本組合の正味資産につき、その出資口数に応じて算定する。

- 2 持分の算定にあたっては、10円未満の端数は切り捨てるものとする。

第5章 役員、顧問、相談役、参与及び職員

(役員の数)

第25条 役員の数、次のとおりとする。

- (1) 理事 61人以上66人以内
 - (2) 監事 3人以上6人以内
- 2 第8条第2項各号の一に該当する者は、役員となることができない。

(役員の任期)

第26条 役員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 理事 2年又は任期中の第2回目の通常総代会の終結時までのいずれか短い期間とする。ただし、就任後第2回目の通常総代会が2年を過ぎて開催される場合にはその総代会の終結時まで任期を伸長する。
 - (2) 監事 2年又は任期中の第2回目の通常総代会の終結時までのいずれか短い期間とする。ただし、就任後第2回目の通常総代会が2年を過ぎて開催される場合にはその総代会の終結時まで任期を伸長する。
- 2 補欠(定数の増加に伴う場合の補充を含む。)のため選出された役員の任期は、現任者の残任期間とする。
- 3 理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合において、新たに選出された役員の任期は、第1項に規定する任期とする。
- 4 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、その退任により、前条に定めた理事又は監事の定数の下限の員数を欠くこととなった場合には、新たに選出された役員が就任するまでなお役員としての職務を行う。

(員外理事)

第27条 理事のうち、組合員又は組合員たる法人の役員でない者は、2人を超えることができない。

(員外監事)

第28条 監事のうち1人以上は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 組合員又は本組合の組合員たる法人の役員若しくは使用人以外の者であること。
- (2) 就任前5年間に本組合の理事若しくは使用人又は本組合の子会社の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、執行役若しくは使用人でなかったこと。
- (3) 本組合の理事又は参事その他の重要な使用人の配偶者又は2親等内の親族以外の者であること。

(理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定)

第29条 理事のうち1人を理事長、2人を副理事長、2人を専務理事、9人を常務理事とし、理事会において選定する。

(代表理事の職務等)

第30条 理事長を代表理事とする。

- 2 理事長は、本組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有し、本組合を代表し、本組合の業務を執行する。
- 3 任期の満了又は辞任により退任した理事長は、新たに選定された理事長が就任するまで、なお理事長としての権利義務を有する。
- 4 本組合は、理事長その他の代理人が、その職務を行う際、第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。
- 5 理事長の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗できない。
- 6 理事長は、総代会の議決によって禁止されていないときに限り特定の行為の代理を他人に委任することができる。
- 7 本組合は、代表理事以外の理事に副理事長その他組合を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該理事がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負う。

(副理事長、専務理事及び常務理事の職務等)

第31条 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位にしたがい、その職務の一部を代理し、又は代行する。

- 2 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して、本組合の常務を執行し、理事長及び副理事長がともに事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位にしたがい、その職務の一部を代理し、又は代行する。
- 3 常務理事は、理事長、副理事長及び専務理事を補佐して、本組合の常務を分掌し、理事長、副理事長及び専務理事がともに事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位にしたがい、その職務の一部を代理し、又は代行する。
- 4 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事がともに事故又は欠員のときは、理事会において、理事のうちからその代理者又は代行者1人を定める。

(監事の職務)

第32条 監事は、理事の職務の執行を監査する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び参事、会計主任その他の職員に対して事業に関する報告を求め、又は本組合の業務及び財産の状況を調査することができる。

(理事の忠実義務)

第33条 理事は、法令、この定款及び規約の定め並びに総会及び総代会の議決を遵守し、本組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員の選任)

第34条 役員の選任は、総代会の議決による。

- 2 前項の議決は、推薦会議において推薦された者(以下「候補者」という。)について行う。
- 3 推薦会議は、別表に掲げる支所ごとに1人の推薦委員をもって構成する。
- 4 推薦委員は、前項の支所に属する総代を代表するものとして当該支所に属する総代の過半数の承認を得て選出する。
- 5 推薦会議が役員の候補者を決定する場合は、その構成員の過半数が出席し、その3分の2以上の多数の賛成がなければならない。
- 6 2人以上の理事又は監事を選任する場合にあっては、第1項の議決は、候補者を区分して行ってはならない。
- 7 役員の選任に関する事項は、本条で定めるもののほか規約で定める。

(役員の報酬)

第35条 役員に対する報酬は、理事と監事を区分して総代会において定める。

(役員の責任免除)

第36条 本組合は、理事会の決議により、中小企業等協同組合法(以下「法」という。)第38条の2第9項において準用する会社法第426条第1項の規定により、法及び主務省令に定める限度において役員の責任を免除することができる。

(員外理事及び員外監事との責任限定契約)

第37条 本組合は、員外理事及び監事と法第38条の2第9項において準用する会社法第427条第1項の規定に基づく責任限定契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法が規定する額とする。

(顧問、相談役及び参与)

第38条 本組合に顧問、相談役及び参与を置くことができる。

- 2 顧問、相談役及び参与は、学識経験のある者のうちから、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。
- 3 顧問、相談役及び参与の委嘱期間は、委嘱時の理事の任期と同一とする。

(参事及び会計主任)

第39条 本組合に、参事及び会計主任を置くことができる。

2 参事及び会計主任の選任及び解任は、理事会において議決する。

3 組合員は、総組合員の10分の1以上の同意を得て本組合に対し、参事又は会計主任の解任を請求することができる。

(職 員)

第40条 本組合に、参事及び会計主任のほか、職員を置くことができる。

第6章 総会、総代会、理事会、委員会及び支所

(総代会)

第41条 本組合に総代会を置く。

(総代の定数)

第42条 総代の定数は、111人とする。

(総代の任期)

第43条 総代の任期は、2年又は任期中の第2回目の通常総代会の終結時まで
のいずれか短い期間とする。ただし、就任後第2回目の通常総代会が2年を
過ぎて開催される場合にはその総代会の終結時まで任期を伸長する。

2 第26条第2項の規定は、総代の任期に準用する。

(総代の選挙)

第44条 総代は、別表に掲げる支所ごとに、その支所に属する組合員のうちか
ら2人を互選する。定数に充たないときは、組合員数の多い支所から順次、
総代の定数に達するまで、1人ずつ加えるものとする。ただし、同数により
定数を超えるときは、くじ引きとする。

2 総代の選挙は、単記式無記名投票によって行う。

(総代会の招集)

第45条 総代会は、通常総代会及び臨時総代会とする。

2 通常総代会は、毎事業年度終了後3月以内に、臨時総代会は、必要がある
ときはいつでも、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

(総代会招集の手続)

第46条 総代会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的で

ある事項及びその内容並びに日時及び場所(当該総代会の場所を定める場合に限り、当該場所に存しない総代が当該総代会に出席する方法を含む。)又は開催の方法(当該総代会の場所を定めない場合に限り、総代が当該総代会に出席するために必要な事項を含む。)を記載した書面を各総代に発してするものとする。また、通常総代会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を併せて提供するものとする。

- 2 前項の書面をもってする総代会招集通知の発出は、総代名簿に記載又は記録したその者の住所(その者が別に通知を受ける場所を本組合に通知したときはその場所)に宛てて行う。
- 3 第1項の規定による書面をもってする総代会招集通知は、通常到達すべきであったときに到達したものとみなす。
- 4 本組合は、希望する総代に対しては、第1項の規定による総代会招集通知並びに決算関係書類、事業報告書及び監査報告の提供を電磁的方法により行うことができる。
- 5 前項の通知については、第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、第2項中「総代会招集通知の発出は」とあるのは、「総代会招集通知の電子メールによる発出は」と、同項「住所」とあるのは「住所(電子メールアドレスを含む。)」と読み替えるものとする。
- 6 総代会において、役員を選任を行う場合には、第1項の通知書に第34条第2項の規定により推薦された候補者の氏名を記載しなければならない。
- 7 電磁的方法について必要な事項は、規約で定める(以下、第47条、第48条、第55条及び第56条において同じ。)
- 8 第1項の規定にかかわらず、本組合は、総代全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく総代会を開催することができる。

(臨時総代会の招集請求)

- 第47条** 総代の5分の1以上の同意を得て臨時総代会の招集を請求しようとする総代は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出するものとする。
- 2 総代は、前項の規定による書面の提出に代えて、電磁的方法によりこれを提出することができる。

(書面又は代理人による議決権の行使)

- 第48条** 総代は、第46条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。この場合は、他の組合員でなければ代理人となることができない。
- 2 代理人が代理することができる総代の数は、1人とする。
 - 3 総代は、第1項の規定による書面をもってする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行うことができる。

- 4 代理人は、代理権を証する書面を本組合に提出しなければならない。この場合において、電磁的方法により議決権を行うときは、書面の提出に代えて、代理権を電磁的方法により証明することができる。

(総代会の議事)

第49条 総代会の議事は、法に特別の定めがある場合を除き、総代の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長が決する。

(総代会の議長)

第50条 総代会の議長は、総代会ごとに、出席した総代のうちから選任する。

(緊急議案)

第51条 総代会においては、総代の半数以上の総代(書面又は代理人により議決権を行使する者を除く。)が出席し、かつ、その3分の2以上の同意を得たときに限り、第46条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項(同条第8項の規定により招集の手続を経ることなく総代会を開催した場合にあっては、あらかじめ予定された事項以外の事項)についても議案とすることができる。

(総代会の議決事項)

第52条 総代会においては、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 借入金残高の最高限度
- (2) 金融事業に関する1組合員に対する貸付金(手形の割引を含む。)残高又は1組合員のためにする債務保証残高の最高限度
- (3) その他理事会において必要と認める事項

(総代会の議事録)

第53条 総代会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成するものとする。

2 前項の議事録には、次に掲げる事項を記載又は記録しなければならない。

- (1) 招集年月日
- (2) 開催日時及び場所(総代会の場所を定めた場合に限る。)又は開催の方法(総代会の場所を定めなかった場合に限る。)
- (3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
- (4) 総代の数及び出席者数並びにその出席方法
- (5) 出席理事の氏名
- (6) 出席監事の氏名
- (7) 議長の氏名

- (8) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- (9) 議事の経過の要領及びその結果(議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数)
- (10) 監事が、総代会において監事の選任、解任若しくは辞任について述べた意見、総代会提出資料に法令、定款違反若しくは、著しく不当な事項があるとして総代会に報告した調査の結果又は総代会において述べた監事の報酬等についての意見の内容の概要

(理事会の招集権者)

第54条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長が事故又は欠員のときはあらかじめ理事会において定めた順位にしたがい副理事長が、理事長及び副理事長がともに事故又は欠員のときはあらかじめ理事会において定めた順位にしたがい専務理事が、理事長、副理事長及び専務理事がともに事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位にしたがい常務理事が、理事長、副理事長、専務理事及び常務理事がともに事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位にしたがい他の理事が招集する。
- 3 理事長以外の理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 4 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

(理事会招集の手続)

第55条 理事長は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。
- 3 本組合は、希望する理事及び監事に対しては、第1項の規定による理事会招集通知を電磁的方法により行うことができる。
- 4 前項の通知については、総代会招集の手続に準ずるものとする。

(理事会の決議)

第56条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- 3 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。
- 4 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限

る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

- 5 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(理事会の議決事項)

第57条 理事会は、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総代会又は総会に提出する議案
- (2) その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項

(理事会の議長及び議事録)

第58条 理事会においては、理事長がその議長となる。

- 2 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印するものとし、電磁的記録をもって作成した場合には、出席した理事及び監事は、これに電子署名を付するものとする。

- 3 前項の議事録には、次に掲げる事項を記載又は記録しなければならない。

- (1) 招集年月日
- (2) 開催日時及び場所(理事会の場所を定めた場合に限る。)又は開催の方法(理事会の場所を定めなかった場合に限る。)
- (3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
- (4) 出席理事の氏名
- (5) 出席監事の氏名
- (6) 議長の氏名
- (7) 決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名
- (8) 議事の経過の要領及びその結果(議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名)
- (9) 監事が、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認められるとき、又は法令若しくはこの定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときに、理事会に報告した内容及び理事会に出席して述べた意見の内容の概要
- (10) 本組合と取引をした理事の報告の内容の概要
- (11) その他(理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨)
 - ① 招集権者以外の理事による招集権者に対する理事会の招集請求を受けて招集されたものである場合
 - ② ①の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したものである場合

- ③ 監事の請求を受けて招集されたものである場合
 - ④ ③の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したものである場合
- 4 次の各号に掲げる場合の理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。
- (1) 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなした場合には、次に掲げる事項
 - ① 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - ② ①の事項の提案をした理事の氏名
 - ③ 理事会の決議があったものとみなされた日
 - ④ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
 - (2) 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知し、当該事項を理事会へ報告することを要しないものとした場合には、次に掲げる事項
 - ① 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
 - ② 理事会への報告を要しないものとされた日
 - ③ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(総会の議決事項)

第59条 総会は、組合の解散、合併又は事業の全部の譲渡に限り、議決することができる。議決は総組合員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上で決する。

(総会の招集)

第60条 総会は、前条に掲げる事項を議決する必要があるときに限り、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

(総代会の規定の準用)

第61条 総会については、第46条、第48条、第50条、第51条及び第53条の規定を準用する。この場合において第48条第1項中「他の組合員」とあるのは「その組合員の親族若しくは常時使用する使用人又は他の組合員」と、第2項中「1人」とあるのは「4人まで」と読み替えるものとする。

(委員会)

第62条 本組合は、その事業の執行に関し、理事会の諮問機関として、委員会を置くことができる。

2 委員会の種類、組織及び運営に関する事項は、規約で定める。

(支 所)

第63条 本組合は、区域ごとの組合員をもって構成する支所を置く。

2 支所について必要な事項は、規約で定める。

第7章 準会員

(準会員)

第64条 本組合は、本組合の趣旨に賛同し、本組合の事業の円滑な実施に協力しようとする者を準会員とすることができる。ただし、準会員は、本組合において、法に定める組合員には該当しないものとする。

2 準会員について必要な事項は、規約で定める。

3 第8条第2項各号の一に該当する者は、準会員となることができない。

第8章 会 計

(事業年度)

第65条 本組合の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(利益準備金)

第66条 本組合は、出資総額に相当する金額に達するまでは、当期純利益金額(前期繰越損失がある場合には、これをてん補した後の金額。以下、第68条及び第69条において同じ。)の10分の1以上を利益準備金として積み立てるものとする。

2 前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取り崩さない。

(資本剰余金)

第67条 本組合は、出資金減少差益(第14条ただし書の規定によって払戻をしない金額を含む。)をその他資本剰余金として積み立てるものとする。

(特別積立金)

第68条 本組合は、出資総額に達するまでは、当期純利益金額の10分の1以上を特別積立金として積み立てるものとする。ただし、出資総額を超えて積み立てることもできるものとする。

2 前項の積立金は、損失のてん補に充てるものとする。ただし、出資総額に相当する金額を超える部分については、損失がない場合に限り、総代会の議

決により損失のてん補以外の支出に充てることができる。

(教育情報費用繰越金)

第69条 本組合は、第7条第1項第7号の事業(教育情報事業)の費用に充てるため、当期純利益金額の20分の1以上を翌事業年度に繰り越すものとする。

(配当又は繰越し)

第70条 本組合は、損失を補填し、第66条の規定による利益準備金、第68条の規定による特別積立金及び前条の規定による教育情報費用繰越金を控除してなお剰余があるときは、総代会の議決により他の組合積立金として積み立て、又は組合員に配当し、なお剰余があるときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

(配当の方法)

第71条 前条の配当は、総代会の議決を経て、事業年度末における組合員の出資額、若しくは組合員がその事業年度において本組合の事業を利用した分量に応じてし、又は事業年度末における組合員の出資額及び組合員がその事業年度において本組合の事業を利用した分量に応じてするものとする。

2 事業年度末における組合員の出資額に応じてする配当は、年1割を超えないものとする。

3 配当金の計算については、第24条第2項の規定を準用する。

(損失金の処理)

第72条 損失金のてん補は、組合積立金、利益準備金、その他資本剰余金の順序に従ってするものとする。

(職員退職給与の引当)

第73条 本組合は、事業年度末ごとに、職員給与総額の100分の4以上を職員退職給与のために引当てるものとする。ただし、事務局就業規則に基づく要支給総額をその限度とする。

附 則

定款第43条(総代の任期)第1項の規定は、平成28年度の総代選挙において就任する総代から適用し、当該総代選挙前に就任した総代については、変更前の定款第43条第1項の規定の例による。

(別表)

支所の名称	区 域	支所の名称	区 域
麹 町 支 所	麹町税務署の管轄区域	荻 窪 支 所	荻窪税務署の管轄区域
神 田 支 所	神田税務署の管轄区域	板 橋 支 所	板橋税務署の管轄区域
日 本 橋 支 所	日本橋税務署の管轄区域	練馬東支所	練馬東税務署の管轄区域
京 橋 支 所	京橋税務署の管轄区域	練馬西支所	練馬西税務署の管轄区域
芝 支 所	芝税務署の管轄区域	豊 島 支 所	豊島税務署の管轄区域
四 谷 支 所	四谷税務署の管轄区域	王 子 支 所	王子税務署の管轄区域
麻 布 支 所	麻布税務署の管轄区域	荒 川 支 所	荒川税務署の管轄区域
小石川支所	小石川税務署の管轄区域	足 立 支 所	足立税務署の管轄区域
本 郷 支 所	本郷税務署の管轄区域	西新井支所	西新井税務署の管轄区域
上 野 支 所	東京上野税務署の管轄区域	本 所 支 所	本所税務署の管轄区域
浅 草 支 所	浅草税務署の管轄区域	向 島 支 所	向島税務署の管轄区域
品 川 支 所	品川税務署の管轄区域	葛 飾 支 所	葛飾税務署の管轄区域
荏 原 支 所	荏原税務署の管轄区域	江戸川北支所	江戸川北税務署の管轄区域
大 森 支 所	大森税務署の管轄区域	江戸川南支所	江戸川南税務署の管轄区域
雪 谷 支 所	雪谷税務署の管轄区域	江 東 西 支 所	江東西税務署の管轄区域
蒲 田 支 所	蒲田税務署の管轄区域	江 東 東 支 所	江東東税務署の管轄区域
世田谷支所	世田谷税務署の管轄区域	青 梅 支 所	青梅税務署の管轄区域
北 沢 支 所	北沢税務署の管轄区域	八王子支所	八王子税務署の管轄区域
玉 川 支 所	玉川税務署の管轄区域	日 野 支 所	日野税務署の管轄区域
目 黒 支 所	目黒税務署の管轄区域	町 田 支 所	町田税務署の管轄区域
渋 谷 支 所	渋谷税務署の管轄区域	立 川 支 所	立川税務署の管轄区域
新 宿 支 所	新宿税務署の管轄区域	東村山支所	東村山税務署の管轄区域
中 野 支 所	中野税務署の管轄区域	武蔵野支所	武蔵野税務署の管轄区域
杉 並 支 所	杉並税務署の管轄区域	武蔵府中支所	武蔵府中税務署の管轄区域